

令和4年6月2日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

サル痘に関する情報提供及び協力依頼について（一部改正）

平素は、本会事業の推進に対しまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
厚生労働省の標記事務連絡の一部改正に関し、日本医師会より通知がありましたので、情報提供いたします。医療機関における対応としては下記が記載されており、詳細は日本医師会通知をご参照ください。

貴会におかれましてもご了知いただき、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

○日本医師会通知より抜粋

我が国では、サル痘については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づき、4類感染症に位置づけ、サル痘の患者を診断した医師は、都道府県知事等に対して直ちに届け出ることを義務づけています。

これまで我が国においては、ヒトのサル痘の発生事例は報告されていませんが、今般のヒトの感染事例については、アフリカ大陸以外の複数の国で、渡航歴のない感染者が発生しており、市中感染の発生が示唆されることから、我が国における輸入例等の発生に注意する必要があります。

つきましては、感染症法に基づくサル痘の届出基準を改めてご確認いただくとともに、臨床症状からサル痘を疑う患者を診察した場合には、最寄りの保健所にご連絡をいただきますようお願いいたします。

【参考（日本医師会メンバーズルームから別添文書の閲覧が可能）】

https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsho/data3/kenko2/2022ken2_471.pdf

※閲覧にはユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員ID（日医刊行物送付番号）の10桁の数字（半角で入力）。

宛名シール下部に印刷されている10桁の数字です。

パスワード：生年月日の「西暦の下2桁、月2桁、日2桁」を並べた6桁の数字（半角入力）

【担当】

大阪府医師会地域医療1課
(TEL:06-6763-7012)